

専門家派遣要請について

令和4年4月

公益財団法人あきた企業活性化センター

1. 派遣要請に当たっての留意事項

- ①この派遣事業は、企業等の自助努力に対して診断助言を行うものであること。（ホームページや就業規則の作成、補助金や借入金の申請書・事業計画書・経営改善計画書の作成等、企業等の実務代行や取引先等の斡旋を行うものではありません。社内研修やセミナーの講師としての派遣も対象となりません。）
- ②要請者の「現状と課題」及び派遣を求める「目的と目標」が明確であること。
- ③最大2日の診断助言で一定の効果が期待できる具体的なテーマであること。
ただし、『ICT支援枠』として業務プロセスの改善・生産性向上・サービスの高度化等をICT等の導入や利活用で行い、この分野の派遣を希望する事業者に対しては、最大3日間までとする（要相談）。
- ④ホームページの制作や申請書類の作成などの実務を行うものでないこと。
- ⑤公的認証取得（ISO等）や許認可を得ることだけを目的とするものでないこと。
- ⑥前年度に同一専門家の派遣を受けたものでないこと。

2. 派遣要請書の提出

様式1の「専門家派遣要請書」を当センターに持参又は郵送、メールにより提出してください。（FAX不可）

なお、同一年度内において、延べ2日の範囲内であれば複数のテーマによる派遣が可能です。

3. 専門家の選択

派遣を要請する専門家は、原則として派遣を要請する企業等自らが「専門家登録者名簿」から選択してください。

自ら選択することが困難な場合には、当センターが派遣テーマに応じて専門家を紹介しますが、最終決定は派遣要請者自身が行ってください。

なお、現在当センターの専門家登録者名簿に登録されていない専門家の派遣を希望する場合も、新たに登録することにより派遣が可能となる場合がありますので、ご相談ください。（ただし、一定の登録基準に基づく審査があります。）

4. センター職員の同席等

専門家による診断助言の実施に当たっては、必要に応じて当センターの職員が同席しますので、あらかじめご承知おき願います。

また、診断助言実施後一定期間を経たあと、専門家派遣の効果等について当センターの職員が調査に伺います。

5. 派遣経費

謝金は、1日当たり3万円（診断助言実施4時間以上を1日とみなし最大延べ2日）で、センターが全額負担します。

※ただし、業務提携や協業化、事業承継等のより高度な専門性が要求される指導（以下、企業連携に係る指導）に対する謝金に限っては、1日当たり5万円とします。

旅費は、診断助言実施の都度、直接専門家にお支払いいただきます。

※ただし、企業連携に係る指導に対する旅費に限っては、公益財団法人あきた企業活性化センター旅費に関する規則に基づきセンターから全額支払うものとします。

6. 要請書様式等

専門家派遣要請書等の様式及び専門家登録者名簿については、以下の当センターホームページからダウンロードできます。

<http://www.bic-akita.or.jp/support/consultation.html#menu16>

【問い合わせ先（要請書提出先）】

〒010-8572

秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談課

電話 018-860-5610

FAX 018-863-2390

メール soudan@bic-akita.or.jp